

那覇地方裁判所委員会（第12回）議事概要

1 日時 平成21年5月18日（月）午後1時30分

2 場所 那覇地方裁判所大会議室

3 出席者（50音順）

（委員）

赤嶺真也，伊仲誠保，稲田隆司，稲福政賢，亀川清長，金城初美，金城 仁，
島袋鉄男，平良 武，田中健治，馬場浩一（佐藤隆文委員代理），吉井広幸

（説明者）

豊岡実（事務局長），與那覇朝則（民事首席書記官），濱田孝（刑事首席書記官），
横田雅善（民事次席書記官）

（庶務）

石川哲男（総務課長）

4 委員の就任について

新たな委員として亀川委員及び田中委員が就任したことが報告された。

5 委員長を選任について

島袋委員長代理から，小林前委員長の異動に伴い，地方裁判所委員会規則第6条1項により新たな委員長を互選することが提案されたところ，委員の互選により亀川委員が新委員長として選任された。

6 テーマ「沖縄における民事事件の特徴」「裁判員制度」について

（1）沖縄における民事事件の特徴について

民事次席書記官から，沖縄の歴史や風習などに起因する民事申立事件の特徴について説明がされた。

（2）裁判員制度について

ア オリエンテーション用DVD「裁判員に選ばれるまで，選ばれてから」の視聴

イ 質問手続室，裁判員法廷，評議室の見学

裁判員法廷では，機材の設置状況の説明及び操作のデモンストレーションが行われた。

(3) 意見交換会結果要旨（●：議長，○：委員，■：裁判所）

ア 裁判員制度について

○ 裁判官の質問手続において，どのようなことを質問するのか。

■ 当日用の質問票において，当該事件の関係者を知っているか，同じような犯罪の被害にあったことがあるかなどを事前に質問し，回答を記載してもらうことになる。質問手続室においては，裁判官から，当日用質問票を前提として質問がされるが，更に，公平な裁判ができないおそれがあるかどうかなども尋ねることになる。

○ 裁判員候補者に対して，体調に関する質問や，裁判員等の体調管理を行うのか。

■ 体調が優れない方については，すぐに裁判所へ申し出てほしいと考える。審理などの進行についても，こまめに休憩をとりながら行っていきたい。

○ 裁判員裁判では，裁判員になる方の心身に留意していくと言われているが，実際は，なかなか自分から嫌だと言えない人もいる。「きついときには話してください。」などと裁判官から言ってもらえると助かる。

■ 重い疾患の人に対しては常識的に対処していく。

○ 東京地裁で行われた被害者の写真公開など，裁判員が証拠をみて裁判員を継続できなくなった場合はどうするのか。

■ 裁判員裁判においては，公判前整理手続において立証の必要性を検討して証拠の厳選を行う。仮に気分等が悪くなって続けられないときには，補充裁判員に変わってもらうこともできるので，その場合は遠慮せずに裁判所へ申し出てもらいたい。

○ 守秘義務違反の罰則規定について大きく報道されているが，裁判員に周

知されるのか。

- 多少のことでも守秘義務違反として罰則をかけてしまえば、国民との信頼がなくなってしまうことになる。悪質な場合のみ対処することになると考える。
- 守秘義務といっても、感想や法廷で見聞きしたことであれば基本的に話してもかまわない。
- マスコミといっても、ある程度社会的モラルをもったマスコミからそうではないマスコミまで様々あるし、裁判員の方にはおしゃべりな人もいることもあり得るので、罰則をかけるということではなく、裁判員制度がスムーズに行われていくためにも、守秘義務について伝えていくべきである。
- 裁判員の個人情報に関連して、裁判所から裁判員に対して、お互いのことを話さないようになどと言うことはあるのか。
- そのようなことを言うつもりはなく裁判員自身にまかせるつもりである。
- 検察官が事件を起訴するが、起訴の時期を操作することはできるのか。
- 勾留の満期日を動かすことはできないので、身柄事件については、満期日までには起訴されることになる。
- 裁判員裁判第1号で選ばれた裁判員は、マスコミの注目も相当高く、かなりのプレッシャーになると考える。沖縄県の事件が第1号事件になる可能性はあるのか。
- 起訴の時期や事案によるので分からないが、公判前整理手続を行い審理計画を立てるので、第1号事件は早くても7月下旬になると思われる。
- 裁判員の在り方によって判決が無効となることがあり得るのか。
- 判決が無効となるかどうかは事案による。裁判員になれない人が審理や評議を行った場合は、解任して補充裁判員に入ってもらうなど、個別に適切に対処していく。

- 性犯罪事件の場合，裁判員の男女比など考慮するのか。
- 裁判員はくじで選ばれるので，男女比を操作することはできない。なお，性別で有罪無罪や量刑が大きく違うことはないを考える。
- イ 沖縄における民事事件の特徴について
 - 米軍基地内は実測をすることができないので，解放された土地について，争いが起こる可能性が高いのではないか。
 - 精度が低い公図しかないので，争いが起こる可能性はあると考える。

7 次回期日及び協議テーマ

(1) 次回期日

平成21年10月23日（金）午後1時30分

(2) 協議テーマ

裁判員裁判（実施結果）について